

# 無形固定資産本質論

久野秀男

## 目次

- 第1項 序説
- 第2項 無形固定資産の属性と基本的認識
- 第3項 「有形」・「無形」の意義
- 第4項 暖簾の本質論及び償却是非論
- 第5項 暖簾をめぐる商法論と会計論  
—貸借対照表能力 *Bilanzfähigkeit*—
- 第6項 貸借対照表上の「分類・区分・配列」  
試案
- 第7項 要旨

## 第1項 序説

財務会計 (financial accounting) の理論的・制度的研究領域のうちで、資産会計論の占める重要性については、あえて多弁を費す必要はないであろう。さらに、資産会計論のうちでも、とくに従前から内外に亘ってとかくの論議的的となってきた分野に、無形固定資産、就中「暖簾」に関する研究がある。この分野の研究業績には、故長谷川安兵衛博士をして「頗る独創的見解に富み古今独歩であり内外を通じて最高峰の研究」(昭和13年刊・会计学・265頁) といわしめた故高瀬荘太郎博士の『グッドウキルの研究』(昭和8年刊) 及び『暖簾の研究』(昭和5年刊) の両書があり、断然類書を圧していることは、わが国の会計学者並びに商法学者の間では、すでに

定評のあるところである。

今、筆者がこの拙論で、この分野の研究の一端を公表するのは、いささか蛇足の感もあるが、幾多先学の諸研究を渉獵した結果、どうしても会計学の通説並びに会計制度上・法制度上の実践と合致しない結論に到達せざるを得なかったからである。本文でも言及したように、無形固定資産とくに「暖簾」の本質的・原理的理解のためには、純理論上の立場と、会計制度上乃至法制度上の実践の立場とを峻別することが肝要であり、制度上の実務乃至慣行の呪縛からの解放こそは、問題の核心を明確ならしめるための研究の基本的姿勢 (fundamental attitude) であるように思われる。

戦後わが国会計学並びに会計制度の発展に最も大きな影響力をもったものは、周知のごとく、会計士会计学の伝統を有する米国会计学である。その基本的姿勢は、米国会計学界の長老であった故 G. O. May の主著『財務会計論』の副題である『経験の蒸留』がいみじくも表明しているように、実務の経験から帰納して一般理論を構成するというプラグマティズム思潮を基調としている。1966年発表の米国会計学会 Zlatkovich 委員会のステートメント 'A Statement of Basic Accounting Theory' は、かかる伝統的な帰納主義乃至経験主義に対抗して、目的合理的演繹主義を打出した点において画期的なところみであった。

筆者は、会計学研究における帰納主義的方

法論並びにその基調をなすプラグマティズム思潮の悉くを否定するつもりはさらさない。その長所は十分これを認めるのに吝かでないが、なおかつ、本質論の解明に際しては、よりラジカルな研究の姿勢がのぞましいとする考え方に立っている。ここで「ラジカル」とは、「急進的」乃至「過激な」という意味ではない。この語の本来の意味である「原理的」乃至「根源的」という意味である。

無形固定資産のうち「暖簾」は、本論で言及したように、経済外的条件並びに経営内的条件が錯綜した「体制的諸条件」により生成する權益であって、その本質を「独占的超過利益稼取の機会」として普遍化し抽象化して観念することそれ自体には誤りなしとしても、現実形成される暖簾の性格は、極めて多面的でニュアンスの差がある。この事実、暖簾会計の中心課題である償却問題をめぐる幾多の学説の対立を生んでいる。財務政策論乃至制度論を一応ぬきにして、純理論上の分析に基く結論の帰趨を明示せねばならぬのは、主としてこの分野である。率直に言って、今日までの学説の対立は、「群盲象を評す」傾向が顕著であるように思う。多面的な性格を有する暖簾を、一律一体に理解しようとする事それ自体に問題がある。償却不要説・償却必要説・再評価説等を対立させ、何れかを絶対的に是とし他をすべて非とするような理解そのものが誤りであると考えられる。

なお、本稿は、本質論的な解明のための試論であることと、紙幅の制限もあって、会計技術論的な詳細はすべて割愛せざるを得なかった。また各構成項目別の会計論並びに商法論の争点や、暖簾評価ひいては企業評価の方法論並びに計算技術、連結暖簾の具体的な解明等々の問題についても、すべて省略もしくは簡略化してある。これらの詳細については、別著『資産会計論・第6章無形固定資産会計論』(中央経済社刊・近代会計学大系第4巻)を参照されたい。本稿の「無形固定資産本質

論」と前掲「無形固定資産会計論」とを併せて、相互関連的に御高覧いただければ、筆者の基本的・原理論的構想と個別的・制度論的実践とに関する所論の全貌を御理解ねがえるものと信ずる。

無形固定資産乃至暖簾の研究は、理論的にも制度的にも相当に困難な多くの課題をのこしている。本稿は、筆者の研究途上における中間的報告であることをとくに付記し、併せて識者の御教導を得たいと思う。

## 第2項 無形固定資産の属性と基本的認識

無形資産(intangible assets or intangibles)乃至無形固定資産(intangible fixed assets)の「属性」(fundamental attributes)すなわちその本来具有する基本的特質は何かについて、従前から会計学者並びに商法学者によって、種々な論議が内外にわたって行なわれてきたが、代表的なものを典型的に整理してみると、おおむね、次の三つに分別できるように思われる。

- (a) 具体的な物件・具象的財貨ではないが、当該企業にとって将来引きつづいて役に立つと考えられるもの。
- (b) 収益力乃至超過収益力の期待価値
- (c) 機会原価(opportunity-cost)が零であること。いいかえると、個別的な売却価値が認められないこと。

(a)の具象性の有無という事柄それ自体は、無形固定資産の第二義的乃至派生的な特質ではあり得ても、その基本的な属性をなすものではない。何故ならば、「無形」たると「有形」たるとを問わず、会計上「資産」たるの属性の認識それ自体が、具象性の有無とは無縁だからである。「実体を備具しない」'having no physical existence'という観点だけからいえば、流動資産たる売掛金も「無形」であり、前払費用や繰延費用(商法上の繰延

資産)もまた同様である。さらに、厳密に言えば、有価証券にしても手形債権にしても、また、現金等にしても、具象性によりその資産性が会計上容認されているわけではない。

(b)の収益力乃至超過収益力の期待価値という観点(The expectation-value of superior earning-power is the fundamental basis of all intangibles.)もまた、無形固定資産の本質に関しその側面を不完全な形でとらえたものにすぎない。およそ会計上「資産」たる基本的認識は、何らかの形で将来の「期待収益力」(expective earnings-power)と無縁では成立し得ないからである。有形資産についてはいうに及ばず、繰延費用(繰延資産)にしても、将来の収益の稼得を予想しうるがゆえに、将来の収益との対応(matching)を考慮した上で、期間損益計算の合目的性に関する配慮から会計上「資産視」されるのである。

(c)の機会原価が零であり売却価値の個別的認識が不可能乃至無意味である点についていえば、これも無形固定資産の派生的な特性ではあってもその基本的な属性ではあり得ない。何故ならば、同様の条件乃至事情が繰延費用についても長期・短期の前払費用についてもあてはまるからであり、さらに、より厳密に言えば、いわゆる有体財産であっても、継続企業における会計で個々の売却価値を考慮することは無意味である。

(c)の点に関連して、とくに米国の学界及び実務界では、「無形資産」(intangibles)の範囲に、いわゆる「無形固定資産」(intangible fixed assets)たる暖簾及び工業所有権・各種財産専用権等のほかに、繰延費用(商法上の繰延資産)たる創業費(設立費と開業準備費)をふくめる場合が多く、さらに、このほかに社債発行費や株式発行費のような繰延資産をふくめることもある。<sup>註)</sup>

[注]

事例をあげれば枚挙にいとまがないが、例え

ば、H. Bierman Jr., *Financial & Managerial Accounting*, 1963, pp.172~174. あるいは米国公認会計士協会刊行の資料 'Accounting Trends & Techniques' 等を参照。

私見によれば、右のような無形固定資産の属性の理解並びにそれにもとづく無形固定資産の範囲の拡大は、理論的にもまた制度的にも妥当ではないと考える。繰延費用すなわち商法上のいわゆる「繰延資産」を構成する諸項目は、支出済でありかつ給付を受領済であるから、本来的には「損費」たる性質を有するのであるが、将来の収益との対応関係を予測して、期間損益計算上、将来の収益によって回収すべき費用として「繰延」の手續がとられたものである。英国では、一般にこれらの項目を「擬制的資産」(fictitious assets)と称している。無形固定資産項目とは、まったく異質的なものである。

無形固定資産の基本的な属性は、資本主義経済体制のもとで、完全自由競争を阻害している独占現象、とくに供給独占的な市場形態あるいは独占的競争市場における商品の差別化現象という「体制的条件」をぬきにしては成立し得ないと考える。この意味において、「超過収益力」という観点は、無形固定資産の本質に一步接近したものであり、さらに、故高瀬荘太郎博士の見解は、問題の焦点を明確に認識された卓見であると思う。ただし、同博士の研究は、無形固定資産本質論乃至無形固定資産認識論としてはたしかに優れた諸点を有するが、「無形固定資産会計論」としては、率直に言って所説の展開が若干不十分かつ不明瞭のように思われる。とくに、「暖簾」とその他の無形固定資産との区別が明瞭でない。

無形固定資産の属性を右のように理解する限り、当然の帰結として、繰延費用項目はその範囲から除外されるべきであり、また、原則論としては、純然たる計算調整項目(reconciling elements)たる「連結暖簾」もその

範囲から除外して考えねばならぬことになる。従って、この場合では研究の対象は、わが国で普通にいるところの無形固定資産の範囲に限定されてくることになる。

右の所説とはまったく質を異にした無形固定資産、就中「暖簾」の本質に関する学説がある。例えば、キャニング J. B. Canning ; *The Economics of Accountancy*, 1929, p.42 である。彼は、暖簾 Goodwill を、超過利益乃至独占利益の資本化現価とみる ‘separate & distinct item’ 個別的存立観念を排斥して、「包括的評価勘定」(master valuation account) であるという立場をとる。すなわち、すべての資産が当該企業にとって価値を有するのは、将来の「所得流列」にいかほど貢献するかという期待があるからである。しかし、一般的にいて、所得流列の還元価値すなわち当該企業の全価値と考えられるものを、特定の資産に割当てては不可能である。受取勘定はその現金割引現価額で、また、棚卸資産はその正味実現可能価値で評価することもできようが、土地・建物・設備等の有形固定資産や無形固定資産は、特定の「期待貨幣流列」(expected money flows) と直接かかわりを持ち得ない。そこで、この割当てることのできない価値が ‘master valuation account’ たる暖簾として記録されるのである。彼のこの考えを敷衍していくと、結局、自己創設暖簾たと継承的有償取得の買入暖簾たとを不問、歴史的原始主義会計・名目会計 (historical cost basis accounting or, nominal accounting) の伝統を踏襲してきた現今の会計制度のもとで、当該企業の経済的価値すなわち所得流列 (income-stream) の現価たる going value と伝統的名目会計数値とのギャップを調整すべき必要が生じた場合 (具体的には合併・連結等)、包括的評価勘定として登場してくると理解することになる。従って、この場合、一種の「調整計算項目」(reconciling elements) たる性質を多分に有

していると考えていることになる。「連結暖簾」を調整計算項目とみる点については、おおむね、各方面に異論はないと思うが、キャニングが ‘master valuation account’ という場合には、いうまでもなく連結暖簾に限定して考察しているわけではない。このことはとくに注意を要する。

また、無形資産乃至無形固定資産の<sup>カテゴリー</sup>範囲に属する各項目について、これを「超過収益力の母体」あるいは「独占的利益稼得の機会」と解する場合には、暖簾と、その他の特許権のような工業所有権及び財産専用権等を本質的に区別する必要はあるまいが、キャニングのような場合には、通常、無形固定資産の範囲に属せしめている項目のうち、「暖簾」だけは別の認識に立脚せねばならぬであろう。何故ならば、暖簾以外の無形固定資産項目をすべて ‘master valuation account’ とみことはどうしても無理であろうと思う。

米国における伝統的な無形固定資産の類型的な分類では、

those with limited useful lives (存続期間の有限なもの)

those with an unlimited term of existence (存続期間に限界のないもの)

とする場合が多い。書物・研究公報・論文等々にその事例は枚挙にいとまのないほどである。かかる分別は、その減価償却問題と直接かかわりをもつ純然たる会計技術論上の区分であって、無形固定資産の属性に基く基本的認識並びに理論的な区分とはいえない。無形固定資産の区分・認識が、かかる会計技術論の見地からのみなされることは、率直にいて、甚しく便宜主義的であり、また、あまりにも機械論的であると断定せざるを得ない。

無形固定資産の分類は、先述したような独占の形成諸条件の分析を出発点となすべきであろう。従って、金融的乃至資本的独占条件、法律的独占条件、技術的乃至人的独占条件、

立地論的乃至地獄的独占条件等を個別的に考慮・分析した上で、その認識論上の区別・分類をなすべきである。しかし、現実の問題として、当該企業に独占的利益稼得の能力ありとした場合、それは、「有形」・「無形」の各資産が一体として機能した結果であって、無形固定資産価額の測定 (measuring) は、技術的にも理論的にも困難であり、十分に配慮すべき余地のある重要な課題である。しかも、この測定問題乃至評価論及びそれに付随して生ずる償却是非論をぬきにしては、無形固定資産の「会計論」は意味をもたない。

無形固定資産のうちの「暖簾」の例で考えてみよう。会計学の通説・会計の慣行及び法制度上、いずれも、資産性の容認される暖簾は、継承的有償取得の買入暖簾 *purchased goodwill* (営業権) に限定されており、支出対価をもって測定・評価することが一般に支持されている。従って、継続企業 *going concern* における無形資産乃至無形固定資産の会計上の認識には、歴史的・原価主義会計・名目会計においては何らかの対価の支出 (現金の支払のみならず、交換、株式発行等もふくめ) が前提となる。これが財務会計的認識評価の基底なのである。従って、無形資産乃至無形固定資産の一般的・理念的認識と、無形資産乃至無形固定資産の財務会計的認識・評価とは、尠くとも理論上は区別しておかねばならぬ。後者の問題は、これを貸借対照表能力 *Bilanzfähigkeit* の観点からみてもよいであろう。

無形資産乃至無形固定資産について、いくつかの側面から、その「属性」と「基本的認識」とを考察してきたが、結局、筆者は、ここで、とりあえず、次の三点を指摘しておきたいと思う。

(1) 無形固定資産を構成すると考えられている会計上の「資産」は、その本質乃至資質を異にする二つのグループに分けて考察すべき

であること。すなわち、特許権・商標権・実用新案権・意匠権のいわゆる四大工業所有権及び測線専用権・水利権・借地権・入漁権等の財産専用権と、「暖簾」(営業権)とは、貸借対照表上の分類としては、均しく無形固定資産の範疇に含めるのが慣行上の取扱いであるとしても(この課題については第5項を参照)、その属性と基本的認識とにニュアンスの差のあることを明確に認識する必要がある。つまり、工業所有権及び財産専用権は、明らかに、法律上保護された独占条件によって生成・保持された「無体財産権」であって、尠くとも原理的には 'separate and distinct items' (個別独立の存在) とみてよいが、暖簾は、自己創設暖簾たとえ買入暖簾たとえを不問、直接的・間接的にみて包括的企業評価の所産であり、とくに、一般に資産性を容認されている継続企業における継承的有償取得の買入暖簾は、調整計算項目乃至包括的評価勘定としての資質が部分的にもせよ認められるとみるべきである。この意味で、買入暖簾は、他の無形固定資産とはその会計的性格を異にしており、むしろ、連結暖簾と同じ(もしくはそれに近い)性質を有する場合がある。なお貸借対照表上の分類としては、法務省令第31号「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」の場合、長期前払費用を無形固定資産に含めているが、これは、あくまで便宜的なもので、ここではとくに問題としない。第6項を参照のこと。

(2) 固定資産を「有形」(tangible) と「無形」(intangible) とに区別する(区別せねばならぬ) 積極的理由は何か。この点については、次項で私見を敷衍するが、結論的にいえば、この両者には、その収益稼得能力という機能において何ら、基本的相違が認められない。従って、貸借対照表上における両者の区別は、自ら別の理由に求められることになる。

(3) これまでの所論で、無形固定資産諸項目の用語法について、とくに注釈をつけずに記

述してきたが、論旨に無用の混乱が生ずるといけないから、本稿での用語法を、一応整理しておく。一般に「グッドウィル」goodwillという用語があるが、本稿では、無形固定資産諸項目を総括した名称(但し、法務省令「規則」の場合の長期前払費用を除く)として考えている。従って、「暖簾」という場合は、グッドウィルの一種であり、生成条件からいえば、金融的・資本的・立地論的・技術的・人的グッドウィルであるとしておく。工業所有権や財産専用権等は、法的グッドウィルである。なお、参考のために付言すると、米国の公益事業体では、goodwill(この場合は暖簾を意味する。)の代りに going valueという用語を使用することがあるようである。(Kester, R., Advanced Accounting, 1946, p.369)。

### 第3項 「有形」・「無形」の意義

土地・建物・機械設備等のいわゆる有形固定資産であっても、また、各種の無形固定資産であっても、ひとしく将来の収益稼取能力という機能において、また、投下原価(outlay-cost)の費用配分(土地・建設仮勘定・買入暖簾を除き) cost-allocation という角度からみても、さらにまた、法律上の「財産権」たるの認識における「実財産主義」思想の後退と「機能的財産主義」思想の抬頭をみた現今、理論上並びに制度上截然と区別せねばならぬ積極的根拠に乏しいとみななければならぬ。‘are not basically different’

にもかかわらず、現今一般の会計慣行とくに貸借対照表上において、両者を分類・区別して報告するのは、いかなる理由にもとづくのであろうか。あるいは、その積極的なメリットは何であらうか。この問題を解く一つの重要な手がかりは「有形」・「無形」という用語の原義(original meaning)を再認識することにあると考える。すなわち、「有形」は tangible の、また、「無形」は intangible の

訳語であるが、邦訳した場合の「有・無」形という表現は、字義どおり解釈すれば「有に対する無」という絶対的な対立観念としてとらえられる。しかし、原語である tangible に対する intangible という表現は、かかる絶対的な対立観念の反映ではなく、むしろ、相対的な意味合しかもたぬ。tangible と intangible という語は、具象性の有無という観点のほか、相対的な意味で ‘certainty’ に対する ‘uncertainty’ という観念をふくんでいる。この事は、とくに注意をすべきである。つまり「資産」としての確実性の度合に関する認識である。ここで「確実性」という観念の会計上の具体的内容は、これをネガティブな側面(いわゆる「無形」)からみると、次のように解される。

(イ) 将来の収益との対応関係並びに期間限定の判別が困難もしくは甚しく不確実である。

(ロ) 売却価額すなわち機会原価(opportunity-cost)が零もしくは無に等しい。

(ハ) 古典的な法律的財産権概念からは、その財産権たる資質に疑義がもたれる。

貸借対照表上において、固定資産を分類区分して報告する場合「有形固定資産」と「無形固定資産」とを区別する積極的な理由は、かかる相対的な認識条件以外には存在しないように思われる。而して、この区別は、どちらかといえば、伝統的な債権者保護乃至債権者中心の思想が基調となっている。純会計理論とくに期間損益計算理論からは、有形たると無形たるを不問、土地のような恒久資産乃至建設仮勘定のような中間的仮勘定を除き、いずれも、期間に長短の差こそあれ、長期間原価(費用)要素(long-term cost-factors)たる点にかわりはない。ただ、その費用化すなわち「償却」の観念及び手続について、後にのべるように、「暖簾」の場合のような特殊な思考が必要であるにすぎない。

要之、貸借対照表上における「有形」・「無

形」の範疇並びにその区分は、会計の報告領域において、伝統的に遵守されてきた債権者中心思想の発現にすぎず、とくに、法制度における債権者保護の伝統を反映したものであると断定してよいと思う。また、法務省令第31号「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」において、長期前払費用を無形固定資産の範疇に含ましめているが如きは、該項目を「流動資産」の範疇に入れることができないことはもとより、さればとて、商法上限定的列挙主義によってその範疇が法定されている「繰延資産」の範疇に入れることもできないがために、いきおい「固定資産」中にふくめざるを得ず、さらに、固定資産中の投資勘定とは明らかに性質を異にするし、また、法律上の有体財産権たる有形固定資産の分類にも入らないということになれば、無形固定資産の分類以外に掲示する場所がないという便宜主義の露骨なあらわれにすぎない。このような筋のとおらない取扱いをせざるを得ないという事実は、事柄の是非に関する論議はさておき、貸借対照表制度が債権者保護思想の伝統を忠実に継承している証左でもある。

#### 第4項 暖簾の本質論及び 償却是非論

無形固定資産を構成する各項目は、将来の期待収益力乃至収益稼得能力という普遍的な観念にまで抽象して考えれば、他の資産項目と何らえらぶところがない。従って、期待収益力乃至収益稼得能力一般と考えないで、何らかの限定条件を考察するならば、そこに各種の「独占」という体制的条件が考慮されることになり、「独占的」な超過収益力乃至「独占的」な超過収益稼得能力として認識する考え方が生まれる。かくして、特許権によって代表されるような工業所有権及び測線専用権によって代表されるような各種の財産専用権は、法律によって保護された法的独占という

体制的条件によって生成した無形固定資産であり、また、とくに法律上認められた収益ではなくても、いわゆる「事実関係より生ずる」(「経済社会的に成立する体制的条件」にもとづく) 權益たる「暖簾」は、金融的乃至資本的な独占条件、あるいは技術的・人的乃至立地論的独占条件等によって生ずる無形固定資産である。しかし、財務会計制度上、無形固定資産たる資質を得るには、前述したように、これらの項目を総括して「グッドウィル」として一般的・普遍的に観念するだけでは、「会計」上の資産認識として明らかに不十分であり、会計通念としては、何らかの形態での財務的な「支出」(交換等をもふくめ) 行為を伴うものでなければならぬ。従って、一般的認識の問題と、会計的認識(当然、評価問題をもふくめて)の問題とは、理論上区別する必要が生ずる。

暖簾についてみれば、いわゆる自己創設暖簾の資産性を容認しないのが会計学上の通説であり、会計制度上の慣行であり、また、法制度上の取扱いでもある。買入暖簾に限定して考察した場合、しかれば、買入暖簾とその他の工業所有権にみられるような無形固定資産とで、会計論上、同一次元での認識乃至会計上の取扱いが認められるであろうか。この問題には、慎重に考慮すべき余地があるように思われる。現今の通説について、強いて最大公約数的な面を抽象すれば、資産としての不安定性‘uncertainty’と、それに伴う原価(費用)配分政策とであろう。つまり、つきつめてゆけば、早期の償却(費用化)という純政策的課題に帰着する場合が多いように思われる。

特許権・商標権・実用新案権・意匠権等の法的有効年数は、いずれも比較的長期に亘るものであり、15年乃至20年に及ぶものもある。しかし、シビヤな企業間競争は、これら權益の「事実上の」効用存続(期待)年数(耐用年数)を短縮化するのが一般的傾向である

から、尠くとも政策的には相対的に短期の償却がのぞまれる。しからば、買入暖簾の場合、同じ筆法で償却問題のすべてが解決する性質のものであろうか。筆者は、率直にいて疑問をさしはさまざるを得ない。

暖簾(この場合、買入暖簾に限定して考えることにする)の償却に関する是非の議論は、従前からやかましく論争されてきた課題の一つであった。非償却論、あるいは条件付の償却論、費用償却論、利益償却論、利益比例償却論等々枚挙にいとまがない。ひっきようするに、償却の是非論並びに償却の方法論は、ともに暖簾の本質に関する理解の仕方いかんに帰着する。暖簾を包括的評価勘定 master valuation account と理解する立場と、個別的資産項目 separate and distinct asset account と理解する立場とでは、当然、償却の是非論並びに方法論の帰趨は異なる筈である。

この暖簾の本質に関する二つの立場は、一般的には対立した基本的認識であり、いずれかを是とし、いずれかを非とするものであると考えられがちであるが、筆者の理解によれば、必ずしもしからず。この二つの立場、暖簾の本質に関するこの二つの基本的認識は、対立するものではあっても、けっしてその是非を論ずべき性質のものではないと考える。何故ならば、「暖簾」という概念で、画一的乃至同質的に対象を認識することそれ自体に問題があるからである。以下、具体的に事実問題を解明することにより、筆者の所見を一そう明確にしてみよう。

純資産額  $y$  円(総資産額マイナス総負債額)の企業に対し、 $x$  円を交付してこれを買収したと仮定すると、 $(x > y)$  ならば、その差額  $(x - y)$  をもって「暖簾」が買収会社に資産計上される。算術計算的乃至簿記技術的には、これだけのことである。問題は、この場合、被買収企業の純資産額  $y$  円の計算基礎となっている被買収企業の資産の認識と評価並びに負債の認識が、公正・妥当なものであったか

どうかである。極端な例として、例えば被買収企業の継続的記帳価額によったと仮定し、しかも、被買収企業が一般的傾向として保守的会計政策をとっていたとすれば、「買収によって超過収益稼得の機会乃至独占的収益力が期待されない場合でも」、暖簾の計上は必然的に生ぜざるを得ないであろう。この場合は、いわゆる「ふくみ資産」が買入暖簾という形をとって現出したのであり、このような場合に認識・評価・計上される暖簾は、超過収益力乃至独占的収益力とは原則的には無縁のものであり、特定の資産にアロケートできない包括的評価勘定乃至調整計算項目と考えざるを得ないであろう。これに類似したケースは、連結暖簾にもみられる。単純な連結貸借対照表の事例によって考察してみよう。

親会社甲の子会社乙に対する投資勘定が 120,000 円であり、子会社に対する持株率百パーセント、子会社乙の資本勘定が 100,000 円であったとすると、甲乙両会社を連結した連結貸借対照表上では、甲会社の乙投資勘定と乙会社の資本勘定とが相殺・消去される関係にあるが、この場合、20,000 円の「積極暖簾」(positive goodwill) が資産掲上されることになる。この積極暖簾は、子会社乙の資産内容が健全であり収益力が充実している場合は、資産としての暖簾たる実質を有するが、しからざる場合は、資本勘定に対する控除的評価勘定とみるべきである。いずれの場合でも、独占的収益稼得能力の母胎とみるよりは、むしろ、調整計算項目乃至包括的評価勘定とみた方が妥当であろう。「消極暖簾」(negative goodwill) の場合も、おおむね、同様の性質の項目とみてよい。連結会計においては、子会社の貸借対照表掲示各項目について、原則として記帳価額そのままを純計算技術に結合・消去しているのであるから、このような連結暖簾が生ずるのである。従って、前掲のような企業買収の場合に生ずる暖簾と原理的には同じである。一つの考え方としては、

「連結暖簾をふくめ、かかる暖簾を、暖簾とはみない。」という立場も可能であろう。この場合は、つまるところ、暖簾の定義の仕方いかんに帰着することになる。

被買収企業の財産内容の認識並びに評価が適正であって、しかも、 $(x > y)$ の場合に掲げられる暖簾は、原則的にみて、包括的評価勘定乃至調整計算項目ではない。‘separate and distinct’な「資産」とみてよいであろう。

償却の是非並びに方法等に関しては、この場合の「買入暖簾」に限って考えてみたいと思う。

この買入暖簾の本質を、独占的超過収益の機会と理解する限り、当該独占条件の内容あるいはネガティブな要件例えば企業間競争による利潤平均化現象等を考慮すると、償却の理論的根拠乃至必然性もしくは必要性、あるいは償却方法等につき考察すべき錯雑した課題がこのころ。

継承的有償取得の「買入暖簾」は、取得時に代償として支払われた貨幣額たる取得原価をもって資産に計上される。この点について、会計学上異論はない。かくて、爾後、他の有形固定資産乃至繰延資産と同様に定期的かつ組織的な方法で「償却」をなすべきか否かについて、従前から会計学者・法律学者間に論争がたえない。なお、法制度上は、商法第285条の7で継承的有償の買入暖簾の取得価額による資産計上を認めるが、その場合、5年以内に毎決算期に均等額以上の償却を行なうことが条件づけられている。

代表的な学者の所論及び主として英米の実務を紹介し、かつ、償却是非論並びに償却方法論等に関し私見をのべることにする。

暖簾非償却論の代表者とみるべき学者に英国のディクシー Dicksee & Tyllard, Goodwill and Its Treatment in Accounts, 1920, p.91 がある。長谷川安兵衛博士(昭和13年10月刊・会計学, 308頁)によれば、元来、英国における非償却論は、1895年のウィルマー・

マクナマラ事件の判例の影響をうけているとされており、その論旨は、暖簾が資本的資産 capital asset つまり会計学者のいう固定資産であることは疑問の余地がなく、而して、その「価値」は営業利益の増減によって変動すべきものではあるが、その貸借対照表価額はその市場価格(暖簾価値)の変動によって影響されるべきではなく、買入価額のまま維持すべきであるとする。「暖簾価値の動揺は利益に影響なしという見解を支持する法的権威がある。……そこで時々刻々生ずる暖簾価値の動揺を計算に入れることの望ましからざる点を提議することは正しい。」と。なお、ディクシーの場合、とくに注目すべきことは、原理的に非償却乃至償却不要説を堅持しながらも、純財政政策的な見地からは、この種の資産が永く貸借対照表に掲示されない方がのぞましいとし、実務的・政策的には、「償却」という期間的費用化によるなしくずしによらず、むしろ資本勘定と相殺して一挙に貸借対照表から消(銷)去する方法を考慮している。非償却論の論拠が、「いわゆる資本的資産つまり固定資産の貸借対照表価額は、一般市場価値変動の影響によって増減すべきものではない。」というだけのことならば、暖簾のみならず固定資産会計一般にあてはまる論旨であって、その事柄と償却是非論とは直接結びつかない。非償却論の論拠には、もう一つの条件乃至認識が必要である。それは、端的にいうと、「暖簾は他の固定資産とは異なり、減価現象つまり将来に生ずると予定される『廃棄』は認められない。」という理解である。ディクシーの学説は、米国の学者にも大きな影響力を有し、モンゴメリーをはじめ非償却論を展開する者が相当数にのぼっている。彼等の所論には、とりたてた特色もなく、ディクシーの亜流でありその論法をそのまま継承している場合が多い。強いてさがせば、営業利益の変動によってその価値に変化の生ずる暖簾評価額を、その都度一々斟酌す

ることは、実行上困難であるからこれを無視して差支えないといった甚しく便宜主義的な論議がみられるくらいである。例えば、ケスター R. Kester, *Accounting, Theory and Practice*, 1918, Vol II. p. 337 がこれである。ケスター流のこの論拠は、すくなくとも、次の二点で誤りをおかしていると思う。

(1)償却論と評価論とで論旨に混乱が認められること。私見によれば、償却論と評価論とは、理論上明確に区別されるべき性質のものである。而して、暖簾を「償却性資産」とみるか「評価性資産」とみるかは、極めて重要な点である。

(2)市場価値の変動を斟酌してその都度再評価(remeasurement)を行なうことは、いうまでもなく実行困難であるが、この問題と償却問題とは原理的に無関係である。従って、これをもって非償却論の論拠とするが如きは、明らかに見当はずれである。

他方、暖簾償却論の代表者とみるべき学者に英国のリーク Leake, *Commercial Goodwill*, 1921, p. 78 がある。彼の償却論は、結局、次の三つの基本的認識に立脚しているとみられる。

(1)買入暖簾の価値は、将来の期待超過利益の資本化現価である。

(2)企業間競争は、利潤平均化の傾向をもたらし、当然の結果として、暖簾価値に減価現象が認められる。

(3)巨大な利益をもたらす繁栄企業の暖簾は、10年または20年以前に購入した時と同じような価値を有するという反論があるが、買入暖簾をもつ企業が繁栄しているとすれば、それは、10年または20年以前に購入した暖簾のためではなくて、爾後に新に創設された別個の暖簾のためである。つまり、買入暖簾の自己創設暖簾化現象とみられる。

従って、(2)の場合では、当然の成りゆきとして償却を要するし、また、(3)の場合では、

償却をしなければ結果的に、自己創設暖簾を資産化したことになり、会計の通念に反することになる。

わが国の学者の所論についても、代表的かつ対照的な二説を挙げておこう。

償却不要論をとなえる故長谷川安兵衛博士は、大著『会計学』(昭和13年刊)314頁以下で、次のようにのべておられる。

「グッドウキル(暖簾)は未来の超過収益力の現在価値である。そしてその超過収益力の継続性は不明であっても、またその超過収益力の認識が困難であっても、予定の超過収益力が継続されている限りは理論的には償却の必要は認められない。従って企業財政々策とか経営政策とかを考慮に入れざる限り有償取得価値(原価)でその儘保存して置いても差支えない。然し乍ら有償取得だけがグッドウキルとして計上することを許される限り超過収益力が増しても、その増価は認めないことが穏健である。斯くの如くグッドウキルの増価は認容せぬが、グッドウキルも減価を認めなくともよいように考えられる。だが超過収益力が明確に減退した時はグッドウキルを償却すべき時である。……グッドウキルは有形固定資産の如く使耗りも無ければ廃化がないけれど無形的の存在であり、その価値認識も困難であるから斯る不安定な資産は出来るだけ早く償却すべしという者が多いが、それは会計理論を尊重するよりも寧ろ政策に重点を置く結果から導き出された議論である。筆者は理論としては原則的にはグッドウキルの償却を認めざるが正しいと信ずるが財政的見地よりこれを利益より償却することに対しては別に反対はしない。だが定期的償却を認めて減価償却の如く経費として損益計算に齎すことには讃意が表し兼ねる」。

要之、博士の場合では、超過収益力に明確な減退が認められない限り、会計理論上は原則的に減価償却を行なうべきではなく、純財政々策的な見地からみた場合の利益償却につ

いては反対はしないが、期間損益計算上の費用計上による償却（本来の意味での減価償却）はこれを容認し難いとされるわけである。

暖簾償却論を主張する学者は、わが国では比較的多いが、その論拠は、リークの場合と大同小異である。すなわち、一般的にいうと、

(1)資産に計上され、貸借対照表能力を有するものは買入暖簾であり、その価額は支出原価額である。

(2)買入暖簾の代価決定に当って、超過利益の継続期間が予め有限なものとして考慮されており、また、企業間競争は、明らかに超過利潤平均化の傾向をもたらしている。従って、暖簾の存在を恒久的なものとするわけにはいかぬ。多数同種企業間の競争は、超過的・独占的収益力の永続を不可能にする。また巨大な超過利益の獲得が一部の少数企業に「独占」されていたのは、一般的にみて初期資本主義経済社会においてであり、かかる経済社会においては、事実問題として、無形固定資産そのものの関心が甚しく薄弱であった。

(3)超過収益力が永続する場合でも、それは買入暖簾自体の継続を意味するものではなく、それは、新たな暖簾の発生すなわち自己創設暖簾の出現に外ならない。

(4)従って、買入暖簾を償却しないと、結果的に、自己創設暖簾を資産化したことになり、会計の通念乃至会計学の通説に反することになる。

わが国の商法並びに税法では、ともに、買入暖簾の資産性を容認し、かつ、相対的に短期間の償却説をとっている。なお、商法は、前掲のように5年以内の均等償却を命じているが、その主意は、暖簾の如き不安定な資産の計上につき早期の償却を是とする政策論的立場であり、「5年以内」という規定は、早期償却の具体的内容を示したものにすぎない。

米国の会計実務においては、定期的償却制を採用せずに、保守的政策から、‘lump-sum

charge-off’, ‘arbitrary write-off’, ‘lump-sum write-offs’等と称せられる方法をとる会社がある。一部には強い否定的意見もあるが、実務界では相当ひろく普及しており、諸会社の会計実務にみられる特徴としては、次掲のような二極分解的な現象がみられる。

(イ)買入暖簾の償却期間が比較的長期に亘る事例 (Colgate-Palmolive Companyの1959年・60年の決算。償却期間15年)。

(ロ)買入暖簾につき、一挙に全額に近い write-off を行なって1ドル勘定 (nominal value) で表示する事例 (R. H. Macy & Co., Inc. では1941年度700万ドルの暖簾を計上したが、翌年度決算ではこれを1ドルで表示している。) この場合、‘write-offs’した額を損益計算上の「損益」に課すか、「利益剰余金」に課すか、あるいは、資本価値修正とみて「資本剰余金」に課すかで問題がのこる。実務上は、諸般の事情を考慮して行なわれているから、方法につき統一がとれてはいない。

また、恒久資産とみて定期的償却あるいは write-off のいずれをも行なわない会社がある。ちなみに、米国税法での取扱い、特許権等の償却費の損金算入を認めているが、暖簾償却費の損金算入を否認している。

最近の統計によると、次のような状況になっている<sup>注)</sup>。

調査対象会社数…………… 600社  
無形資産を計上しているもの  
……………333社(662項目)  
定期的償却を行なっているもの  
……………296社 (45%)  
1ドルa/cのもの (write-offs)  
……………273社 (41%)  
恒久資産としているもの…………… 93社 (14%)

[注]

A. I. C. P. A ; 1965年度の調査統計による。

暖簾償却の是非に関する論議は、『グッドウキルの研究』(昭和8年刊)及び『暖簾の

研究』(昭和5年刊)という精緻にして独創性に富む業績を発表された故高瀬荘太郎博士のいわれるように、

「減価償却の意義及び暖簾の種類等によって自ら其の結論を異にするものである」。

筆者は、減価償却問題と評価問題とを峻別する立場を堅持する。減価償却は、周知のように、「廃棄法」より発展した会計処理方法であり、耐用年数乃至償却年数の決定に政策的配慮が加味されているにしても、将来におこるべき廃棄を予想するがゆえに、投下原価額を期間損益計算上の費用として予想期間に配分(cost-allocation)する手段である。当該資産の実価の決定とは、原理的に無縁のものであり、また、将来の資産取替準備のための財務政策でもない。暖簾の実価を考慮する限り、当該企業の利潤が大きい場合は、まさに超過利益乃至独占利益の母体たる実質を有するのであるから、政策的配慮・財務政策を度外視した純理論的立場からは、その場合償却を行なうことは、明らかに矛盾している。逆に、利潤の小さい場合には、暖簾実価の下落を意味しており、まさに償却を要すべき時期ではあるが、おそらく実務的かつ政策的には償却費の負担に耐えないという矛盾が生ずる。つまり、評価論上の観点と減価償却問題とが混交してしまうと、暖簾は、「償却すべきときには償却ができず、償却すべからざる時に償却ができる。」という二律背反に逢着することになる。

純政策的配慮を除外して考えれば、暖簾は、他の固定資産の場合のように、一律一体に(uniformly)減価償却を行なうものと断定する理論的根拠・必然性乃至必要性はないと考える。特許権等の無形固定資産は、法定有効年数が有限であるから、それを最大限度として、政策的には早期に償却するにしても、有形固定資産償却の場合と同じと考えてもよいであろう。将来生ずる「廃棄」が明確に予想できるからである。しかし、暖簾では全く事

情が異なる。暖簾は、その存在価値が、甚しく不安定な場合、逆に独占条件のいかんによって極めて安定している場合、政策的に殆んど無価値に等しい暖簾計上を行なっている(あるいは行なわざるを得ない)場合、ドラスチックな実価の変動が生ずる場合、単なる調整計算項目にすぎない場合、等々あって、画一的にみることができない。

暖簾につき、費用に計上して定期的にかつ早期に償却を行なうという一般の会計慣行、あるいはかかる法制度上の取扱い、政策論としては容認できるとしても、理論的根拠に乏しい。利益償却乃至利益比例償却に至っては、政策論以外の何ものでもない。‘write-off’の方法につき会計学者は一般に否定的なようであるが、筆者は、事情によってはこの方法が合理性を有する場合もあると考えている。結論的にいえば、筆者は、暖簾会計処理については画一的であってはならず、「再評価説」(periodic remeasurement)によらねばならぬ場合が相当多いように思う。具体的にいえば、他の条件につき等しく、かつ収益力が著しく下落した場合にのみ暖簾の「実価」(intrinsic-value)を測定して再評価すべきであり、通常の場合では恒久資産として取得原価額をもって維持すればよい。また、結果的にもしくは政策的に殆んど無価値に等しい暖簾を計上せばねならなかったような場合は、むしろただちに資本勘定と相殺して資本構成を是正すべきである。これらの取扱いは、ひっきょうするに、「償却」という視点ではなく「評価」という視点である。

暖簾実価の小なるときは営業上の利益に乏しく、償却費の負担に耐えないといった反論があるかも知れない。さらに一步を進めて、利益の大きいときに償却をし、利益の小さいときに償却を控えるといった利益比例説もある。後者は、まったく非理論的であるし、前者は、これを政策論とみても不十分である。暖簾実価のドラスチックな下落は、暖簾の存

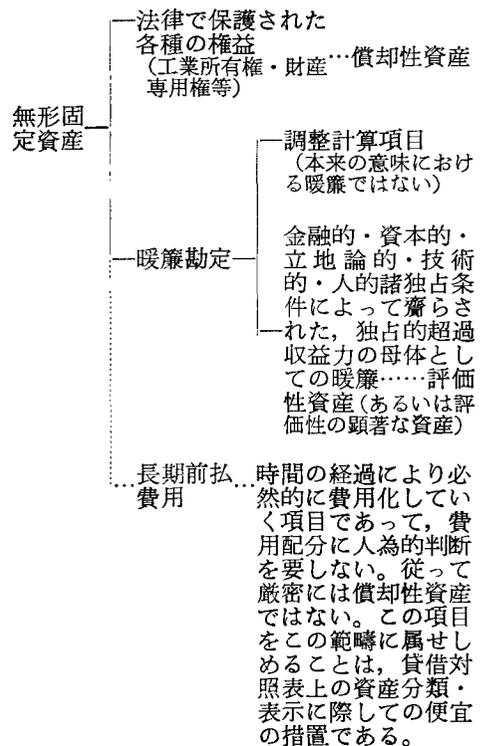
在それ自体が不安定なものである場合は、当初から十分に予想できる筈である。従って、「政策」としては、暖簾実価の突発的かつ急激な下落にそなえて、利益の大きいときに、利益の社内留保(積立金の開設)を積極的に行なうべきである。政策論としては、かかる対応策が考慮されてよい。また、前掲の償却費の負担能力がないという考え方それ自体も正当ではない。「償却費」ではなく「評価損」とみるべきである。

なお、一般に(法制度上・会計慣行上)、無形固定資産の減価償却を行なう場合、定額法による均等償却法を採用し、また、償却額を直接控除して残高を表示するいわゆる「直接法」(direct deduction method)が適用されているが、政策的には、むしろ、定率法による保守主義的な取扱いを是としたい。定率の測定に際しては、残存価額を1円とすればよい。また、償却累計額と取得価額を明示する上からは、「間接法」(contra valuation a/c)による減価償却引当金勘定を開設した方がよい。とくに無形固定資産につき、定額法を採用し、かつ、直接法によらねばならぬ必然性は全くない。暖簾につき画一的に減価償却を行なうことは、私見では、純理論的のみた場合は誤りであると思うが、制度的には実行され容認されている。従って、一步ゆずって償却を行なう場合を考えても、定額法による均等償却を行なうことは、少くとも政策的には妥当ではなく、むしろ、定率法による加速償却を是と考えている。また、貸借対照表上における公示(disclose)の方法としては、とくに間接法(contra valuation a/c)の利点に注目したい。

暖簾をめぐる償却論と評価論との検討を通して、無形固定資産の範疇にふくまれる各項目につき、基本的属性に共通の側面を有しながら、なおかつ、類型を異にする二つの分類に属する項目の存在することが明らかになったことと思う。すなわち、法律上の独占条件

によって齎された工業所有権及び各種の財産専用権と、金融的・資本的・技術的・立地論的・人的諸独占条件によって齎される暖簾との区別これである。原理的にみて、前者は「償却性資産」であり、後者は「評価性資産」(あるいは評価性の顕著な資産)であると理解すべきである。

また、一般に「暖簾」と考えられ貸借対照表資産の部に暖簾勘定をもって掲示される項目には、前述したように、「連結暖簾」に代表されるような調整計算項目と、独占的超過収益力の母体としての将来の所得流列の資本化項目とがある。この両者は截然と区別して認識されるべきであり、暖簾の定義の仕方いかんにもよるが、原理的には、前者は、本来の意味における「暖簾」にふくめない方がよいと思う。従って、被買収企業の純資産額を簿価計算によって継承した結果生じた暖簾勘定には、調整計算要素がふくまれる場合が予



想されるので、本来の意味における暖簾価額を確定する上からみても、また、合併の主旨並びに手続からみても、被買収企業の財産の認識並びに評価に際しては、簿価を離れて財産の実態調査にもとづき公正・妥当な継承財産の範囲並びに評価額の決定を行なうことにより、調整計算要素のいっさいを排斥して正確な本来の暖簾価値を測定すべきである。かくして計上された暖簾は、本来の暖簾たる資質を有するものとみてよい。如上の所見を系統だてて図示しておく。（前頁）

## 第5項 暖簾をめぐる商法論と会計論

——貸借対照表能力 *Bilanzfähigkeit*——

暖簾の貸借対照表能力 (*Bilanzfähigkeit*) の有無に関しては、周知のように従前から諸説の岐かれるところであるが、この課題の帰趨は、ひっきようするに、貸借対照表目的（本質）論にかかわるものである。貸借対照表を以て客観的財産価値計算の制度的手段とみる立場（いうところの静的一元論）からは、伝統的に「実財産主義」すなわち財産権の客体的たる「資産」と、对人的債務性の明確なる「負債」とに貸借対照表能力を認める立場を堅持することになるから、資産の範囲は、自ら経済的財貨中心の思想をうむ。

他方、決算貸借対照表の機能を、期間損益計算中心に思考し、損益計算遂行後の次期繰越残高一覧表とみる立場（いうところの動的一元論）からは、継承的有償取得たることを条件とし支出原価額をもって暖簾の資産性並びに貸借対照表能力を認めるということになる。

一般的傾向として、商法論における債権者保護思想は、実財産主義の伝統に立脚して、暖簾のごとき経済的財貨性並びに換金性の欠如した資産の貸借対照表能力につき疑義をもってきたのであるが、商法論自体にも発展と変遷とが認められ、次第に、「実財産主義」から「機能的財産主義」への脱皮が行なわれ

つつあることは注目すべきである。昭和37年改正商法が、継承的有償取得の買入暖簾の資産性を容認するに至ったことは、周知のところである。ただし、商法論の建前には、無条件に期間損益計算中心の会計的思考をとり入れねばならぬ必然性乃至必要性はない。結局、法制度上の取扱いとしては、商法論上の要請と会計論上のそれとの何らかの妥協による外はない。改正商法が、暖簾の資産計上に際し、早期の（5年以内）償却を条件づけているのは、妥協条件の端的な表明である。私見によれば、商法は、暖簾の本質を償却性資産とみる会計論上の「理論」に基いて法制度化したとみるべきではなく、会計論との「妥協」のための「法技術」として、「不安定かつ不確実な暖簾のごとき機能的財産は、早期に償却してしまうことが債権者保護の主意に合致し、かつ、会計論上の実践並びに通説をも満足せしめることができる。」という妥協的判断によるものであると思う。

現実の貸借対照表制度は、純然たる会計理論の所産でもなく、また、純然たる商法理論の所産でもない。幾多の変遷と発展とを経て、両者の度重なる妥協によって生成されてきた社会的制度である。この意味合からいっても、現行商法が「継承的有償取得の暖簾につき償却説」とをとっているという事実を以て、直ちに、会計論における期間損益計算を中心としたいわゆる「動的一元論（動態学説）」を全面的に容認もしくは導入したとみるべきではない。結果についていえば大同小異もしくは同一であっても、基本的建前乃至アプローチは、必ずしも同一ではないと思う。

さらに若干敷衍してみよう。「継承的有償取得たること」を条件にするという意味は、商法論上からいえば、「継承的」という限定条件によって、単なる有償取得乃至無条件資産掲上による不安定・不確実な資産の計上を抑制することが債権者保護に有効であるという判断によるものであり、また、「5年以内

の償却」という条件は、かかる不安定、不確実な資産の早期の消去が債権者保護にとって合目的であるという主意にもとづくのである。会計論とくに期間損益計算論からいえば、「継承的有償取得」という条件のもつ意味合は、支出原価額の会計処理として考えられる方向が、「損費」たるかしからずば「資産」以外にない以上、将来の収益への貢献を考慮した「収益・費用の対応」を行なわんとすることにあり、このため支出原価額による「資産」(前払費用)計上は必然の方策となる。また、企業間競争が暖簾の存続を有限なものとするという前提からは、支出原価額の有用数会計期間に亘る原価(費用)配分の必要性が、償却論の会計理論の根拠とされる。商法・暖簾規定が、会計学説としての「償却論」を採用したのは、法技術上の合目的性の判断によるものである。純会計理論の立場が、商法の償却論という「妥協条件」によって左右される必要性もしくは必然性はまったくない。

純会計理論乃至純科学理論の立場と、会計制度的実践の立場とは、明確に区別されるべきである。両者の混同は必然的に論理の不徹底を齎らすのみならず、「本質」の理解を妨げることになる。制度的実践偏重の呪縛からの解放こそは、無形固定資産本質論解明の主鍵であると考えられる。

一般的にいえば、商法論上の見地からみて、貸借対照表能力 *Bilanzfähigkeit* につき問題ありとされる項目には、暖簾のほか、私用財産 *Privatvermögen*、繰延資産及び偶発債務が考えられる。これらの課題については、他の機会にまとめて論じてみようと思っている。

## 第6項 貸借対照表上の「分類・区分・配列」試案

わが国の株式会社貸借対照表上における資産の分類・区分・配列は、多くの場合、流動性配列法により、かつ、資産を、「流動資産」・「固定資産」及び「繰延資産」に三分類

する。さらに、固定資産は、これを「有形固定資産」・「無形固定資産」及び「投資」に三分類するのが普通である。

米国の場合、とくに「暖簾」については、1917年公表の連邦準備局雛形では特徴的な取扱いをしており、資本勘定より直接控除する形式を採用したことがある。これは、英国流の思考の反映で、暖簾価値の容認が資本構成上の誤謬を意味するという本質的理解に立脚しており、その修正を意味するものと考えてよからう。さらに、1929年の同局の雛形ではとくに「その他資産」(Other Assets)なる分類を別に設けて無形資産(創業費のような繰延資産をもふくむ)を報告せしめている。

現今、米国の報告実務では、わが国の場合のように画一的ではなく、また、本来の無形資産でないような項目も同一区分にまじっている。米国公認会計士協会発表の1965年版の統計調査資料 'Accounting Trends & Techniques' によると、次のようになっている。

- 流動資産中の棚卸資産の区分に揭示している会社の例……Walt Disney Productions (著作権)。
- 「非流動資産」(Non-Current Assets)という分類を設けている会社の例……The Kroger Co. (借地権)。Kuhlman Electric Company (無形資産)。Mc Graw-Hill Inc. (著作権・著作権)。Ralston Purina Company (商標権、特許権、暖簾)。Schenley Industries, Inc. (前払費用、繰延費用、商標権、暖簾)。Woodall Industries, Incorporated (買入暖簾)。
- 固定資産の分類を設けている会社の例。この場合、「有形・無形」の区分はとくに行っていない。……The Colorado Fuel & Iron Cor. (鉱区・水利権)。General Cigar Co., Inc. (葉巻製造機免許権)。Paramount Pictures Cor. (借地権)。U. S. Plywood Cor. (入会権)。American Petroleum Cor. (開発費)。

- 「その他資産」(Other Assets)という分類を設けている会社の例。多くは、投資勘定もこの分類に入れている。……Champion Papers, Inc. (純有形資産超過額)。Dennison Manufacturing Company (暖簾)。R. J. Reynolds Tobacco Company (商標権)。Tecumseh Products Company (繰延費用、特許権)。Utah-Idaho Sugar Company (水利権)。Wagner Electric Cor. (商標権、意匠権)。
- 繰延費用(Deferred Charges)という分類を設けている会社の例。……American Zinc, Lead & Smelting Company (研究開発費)。Celanese Cor. of America (特許権、免許権、雑資産)。Pennsalt Chemicals Cor. (繰延勘定及びその他資産)。Scovill Manufacturing Company (特許権)。
- 財務諸表に注記もしくは補助的財務報告書(Financial Review)で詳細を解説している会社の例……Signal Oil & Gas Company (「その他資産の部」に報告し、明細を注記)。Botany Industries, Inc. (「非流動資産」の部に掲示し、明細を注記)。Container Cor. of America (補助的財務報告書で説明)。Standard Oil Company of America (注記)。

先述したように、私見によれば、ひとしく無形固定資産といっても、特許権等の法律上の諸権益と、「暖簾」とでは性質が異なるし、また、長期前払費用とその他の無形固定資産とでは、まったく本質を異にする。貸借対照表上の分類・区分・配列は、いうまでもなく、報告書をみる側の利害関係集団のインテレストを十分に考慮することが大前提となるが、「流動」・「固定」の区別、あるいは、固定資産の三分類(有形・無形・投資)等の伝統的な分類・区分・配列を、従前からのまま今後も踏襲すべきかどうか、変更するとすればどのような考え方があり、また、どのようなメリットが考えられるか等々、検討すべき余

地は、まだまだ充分に残っているように思われる。1, 2の点について率直に私見乃至疑問点をのべ、併せて、試案を提示しておこう。

(1)固定資産を「有形」・「無形」に区分する積極的な意義乃至そのメリットについては、率直に言って、疑問の余地があること。無形固定資産は機会原価が零にひとしいものであるというが、<sup>ゴーイング・コンサーン</sup>継続企業において清算価値乃至売却可能性並びに売却価値を考慮する余地は、原則的にない筈である。

(2)暖簾を「評価性資産」(あるいは評価性の顕著な資産)とみる私見からすれば、「実価」の考慮という角度からみて、むしろ投資勘定と共通した側面を有する。「その他資産」という分類に、暖簾と投資とを含ませることは、この意味からは相当の理論的根拠並びに実践的メリットがあると考えられる。

(3)暖簾以外の無形固定資産諸項目は、原則的に「償却性資産」である。従って、暖簾とは別の分類・区分によった方がよいのではないか。

(4)暖簾については、とくに、注記等の方法で具体的内容・実価の状況等を解説することがのぞましい。制度上の要請から、暖簾を償却する場合でも、償却済となった暖簾を1円勘定で掲示・報告することがのぞましいが、この1円勘定は、暖簾価値それ自体を示すためではなく、償却済ではあるがなおかつ重要な暖簾の存在が認められるという事実を公示(disclose)することに意義があるわけである。従って、この場合は、とくに、明細に亘る解説の必要性がいっそう顕著であるとみななければならぬ。

(5)繰延資産という分類・区分を採用する場合、当該構成項目は商法が限定的列挙主義によりその内容を法定している。従って、この範疇に暖簾その他の無形固定資産を含めるわけにはゆかぬ。

(6)以上の諸点を考慮して、試案を示すと、次のような貸借対照表資産の部の分類・区

分・配列が考えられる。すなわち、流動性配列法によると仮定すれば、「流動資産」(当座資産・棚卸資産・短期前払費用)・「固定資産」(ただし、有形・無形の区別は必要なし。暖簾以外の無形資産と長期前払費用とを末尾に掲示する。)・「繰延資産」(商法上の法定項目に限定して掲示する。)・「特殊(もしくは「その他」)資産」(投資項目と暖簾とを掲示する。)の配列による四分類とする。

## 第7項 要 旨

(1)無形固定資産の本質的・原理的な理解のためには、純理論上の観点と、制度上・慣行上の実践の立場とを峻別することが肝要であり、制度上の実践の呪縛をのがれて、よりラジカル(根源的)な考究の姿勢をたてなおす必要がある。

(2)無形固定資産の属性とその基本的認識に関しては、従前から種々論議的となっており、多くの学説があるが、具象性の有無とか、あるいは、収益力の期待価値とか、機会原価が零であるとかいった特質は、その第二義的・派生的な資質ではあり得ても、基本的属性とはいえない。

(3)無形固定資産の属性は、資本主義経済体制のもとにおける「独占」とくに供給独占的市場乃至商品の差別化現象という体制的条件をぬきにしては成立し得ない。この体制的条件を明確に認識しているところに高瀬学説の最も優れた点がある。

(4)無形固定資産を構成する各項目は、その属性を、独占的超過利益の資本化現価とみる場合に共通した基盤の上に立っているが、なお、「暖簾」の本質については、対立した次の二説が考えられる。

- (イ)‘separate and distinct item’ とみるか、あるいは、
- (ロ)‘master valuation account’ とみるかである。

(5)米国の一般の分類方法では、存続期間の有限なもの無限なものとする場合が普通であるが、これは甚しく便宜主義的であり機械的であり非理論的である。

(6)無形固定資産の分類は、体制的独占条件の内容分析を出発点とせねばならぬ。工業所有権等のような法律的独占条件と、「暖簾」のような金融的・資本的乃至立地論的・人的・技術的諸条件の錯綜した独占条件とでは、その生成の基盤並びに存続の事情が相当異なる。

(7)暖簾勘定は、単なる調整計算項目(reconciling elements)としてあらわれる場合がある。「連結暖簾」がその適例であるが、継承の有償取得の「買入暖簾」の場合でも、ときとして、独占的超過利益の資本化現価たる要素と調整計算項目たる要素が混在していることが予想される。

(8)無形固定資産構成項目は、これを、工業所有権・財産専用権等のいわゆる無体財産権と、「暖簾」とに区別して考察した方がよいと思う。両者ではその属性と基本的認識とにニュアンスの差がある。すなわち、前者は原理的には‘separate and distinct item’とみてもよいが、後者にはすくなくとも部分的に‘master valuation account’たる資質が認められる場合が多い。より端的に言えば、前者は「償却性資産」であり、後者の場合は「評価性資産」(あるいは評価性の顕著な資産)であると考えべきケースが少なくない。

(9)従って、原則的にみて、「暖簾」に対して、一律一体に、将来の「廃棄」を前提とした定期的・組織的な減価償却理論を適用することは誤りであり、むしろ「実価」(intrinsic value)を考慮すべき場合が多い。早期の費用償却、利益償却、利益比例償却等は、この場合に限り、いずれも純然たる財務政策であって、論理の所産ではない。

(10)固定資産を、「有形」と「無形」とに分類・区分する積極的理由は、‘tangible’、

‘intangible’の原義にたちかえって考察することにより明らかになる。すなわち、‘certainty’に対する‘uncertainty’という意味合を注目すべきである。有に對する無という絶体的対立概念ではなく、「確實性」に関する相対的意味合しかもたぬ。結局、この分類・区別は、債権者保護乃至債権者中心の思想が基調となっていると解すべきである。

(11)「暖簾」の再評価(periodic remeasurement)説を重視する限り、結果的にみて殆んど無価値に等しい暖簾勘定を計上せねばならぬような場合は、資本構成を是正するために、資本勘定と直接相殺して資本構成を是正すべきであり、また突発的かつ急激な実価の下落にそなえるためには、独占的利益の大なるときに積極的に利益の社内留保(積立金の開設)を行なうのが政策論としてとるべき方策である。

(12)純然たる政策論として定期的償却を行なう場合でも、暖簾をふくめた無形固定資産の減価償却法としては、保守主義の立場から、定額法よりも定率法による加速償却を是としたい。定率の測定に際しては残存価額を1円とすればよい。また、慣行上採用されている直接法よりもむしろ間接法の方が公告の方法(disclosure)としては合目的的である。

(13)法制度上、継承的有償取得の買入暖簾につき資産計上が認められ、かつ、早期(5年以内)の償却条件が付されているが、この措置は、あくまで商法論上の要請と期間損益計算會計論上の要請との中間的妥協のための法技術である。貸借対照表制度は、純然たる會計理論の所産でもなく、さればとって、純然たる商法理論の所産でもない。そこにこそ「制度」としての存在意義がある。

(14)貸借対照表上の資産の分類・区分・配列については、現状の法制度的・慣行的な方法を必ずしも是としない。試案としては、次のような改正を考えている。

(イ)固定資産につき、有形・無形の区別を行

なう積極的理由に乏しい。

(ロ)暖簾とその他の無形固定資産項目とを同一の分類・区分とせねばならぬ理論的根拠に乏しく、その実益も少ない。

(ハ)とくに暖簾については、注記・補助的報告書でその実価等の明細を解説すべきである。

(ニ)以上の諸点を考慮し、漸定的な試案として、「流動資産」(当座資産・棚卸資産・短期前払費用)・「固定資産」(有形・無形の区別はしない。末尾に暖簾以外の無体財産権と長期前払費用を掲示する。)・「繰延資産」(商法上の法定項目に限る。)・「特殊(その他)資産」(投資勘定と暖簾)という分類・区分を提示する。「実価」の考慮という点に、投資勘定と暖簾とは共通した側面をもっている。「実価」の測定経緯等の明細は、注記もしくは補助的報告書で明確に「公示」(disclose)する。

#### 〔参考文献〕

- [1] 高瀬荘太郎；グッドウキルの研究(昭和8年)
- [2] 同上；暖簾の研究(昭和5年)
- [3] 長谷川安兵衛；会計学(昭和10年)
- [4] 太田哲三；固定資産会計(昭和26年)
- [5] Dicksee & Tillard, Goodwill and its Treatment in Accounts, 1897.
- [6] Hatfield, H. R., Modern Accounting, 1909.
- [7] Hatfield, H. R., Accounting, 1927.
- [8] Montgomery, R. H., Auditing Theory and Practice, 1917.
- [9] Kester, R. B., Accounting Theory and Practice, 1918.
- [10] Kester, R. B., Advanced Accounting, 1946.
- [11] Leake, P. D., Commercial Goodwill ; its History, Value, and Treatment in Accounts, 1921.
- [12] Yang, J.M., Goodwill and Other Intangibles, 1927.
- [13] Emery, K. G., 'Should Goodwill Write-

- Off?」(The Accounting Review, Oct.,1951)
- [14] Paton, W.A., Asset Accounting, 1952.
- [15] Paton, W.A., 'Valuation of the Business Enterprise' (The Accounting Review, Mar., 1936)
- [16] Pyle & White, Accounting Principles, 1959.
- [17] Meigo & Johnson, Accounting, 1962.
- [18] Wixon (ed.), Accountants, Handbook, 1962. (4版).
- [19] Welsch & Others, Intermediate Accounting, 1963.
- [20] Kohler, E., A Dictionary for Accountants, 1963. (3版)
- [21] Rowland, S. W., Principles of Accounting, 1965.
- [22] A.I.A., Accounting Reserch Bull., No. 24, 'Accounting for Intangible Assets' 1944.
- [23] A.I.C.P.A., Accounting Reserch Bull., No. 43.
- [24] A.I.C.P.A., Accounting Trends & Techniques, 1963. 1965.
- [25] Hendriksen, E.S., Accounting Theory, 1965.
- [26] A.A.A., A Statement of Basic Accounting Theory, 1966.
- ~~~~~
- 拙著；株式会社 財務諸表論 (昭和40年初版, 同43年10版)
- ” ;資産会計論・第6章 無形固定資産会計論 (昭和43年)
- 拙論；「ペイントの企業 評価理論」(国学院論叢 Vol.10, No.4)